銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は貸金業法第二十七条の規定により適用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の五十六第一項の許可を取り消された場合において	、貸金業法（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）第二十七条（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の五十六第一項の許可を取り消された場合において
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ト(1)	貸金業法若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により適用する場合を含む。）又はこれらの規定により適用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の	